

## 道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱い

### ■背景

災害が発生した場合において緊急輸送道路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件が地震等により倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならないところです。

このため、道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号。以下「改正法」という。）が、平成25年9月2日に施行され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第36条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるよう措置されました。

### ■概要

#### （1）区域指定する道路

緊急輸送道路について、道路上における電柱による占有を禁止。

#### （2）既存の電柱の取扱い

占有禁止日前に占有許可された既存電柱については、当面の間占有を許可。

#### （3）電柱による占有を禁止する道路の区域における例外

電力・通信サービスの供給に支障が生じる場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設電柱の設置を許可。（原則2年間）

### ■問い合わせ窓口

本局：沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 TEL 098-866-0031（内線 4152・4166）

事務所：事務所の問い合わせ先および窓口一覧

### ■指定路線一覧

沖縄総合事務局管内における占有制限の指定路線一覧は次の通り

道路法第37条の占用制限の指定区域

沖縄総合事務局

| 道路種別 | 路線名    | 起点               | 終点                  | 距離<br>(km) | 制限開始日   | 備考       |
|------|--------|------------------|---------------------|------------|---------|----------|
|      |        |                  |                     | 合 計        |         |          |
|      |        |                  |                     | 284.069km  |         |          |
| 国道   | 国道58号  | 沖縄県国頭郡国頭村字奥新田原地先 | 那覇市奥武山町地先           | 122.504    | H28.4.1 |          |
| 国道   | 国道329号 | 名護市字世富慶世富慶原地先    | 那覇市旭町地先             | 77.530     | H28.4.1 |          |
| 国道   | 国道330号 | 沖縄市照屋地先          | 那覇市古島地先             | 20.535     | H28.4.1 |          |
| 国道   | 国道331号 | 那覇市奥武山町地先        | 沖縄県島尻郡与那原町与那原新島原地先  | 48.870     | H28.4.1 |          |
| 国道   | 国道332号 | 那覇市字安次嶺那崎原地先     | 那覇市字鏡水箕隅原地先         | 2.970      | H28.4.1 |          |
| 国道   | 国道506号 | 豊見城市字名嘉地屋無垣原地先   | 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山前川原地先 | 11.660     | H28.4.1 | 一部除外区間あり |